

## 議会案第 2 号

### 白河市議会傍聴規則の一部を改正する規則

白河市議会傍聴規則（平成 17 年白河市議会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条中「一般席の」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、傍聴人の秩序を保ち得ると議長が判断した場合は、必要に応じ定員を超えて入場させることができる。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（傍聴人の定員の特例）

- 2 第 3 条に規定する傍聴人の定員については、令和 2 年 3 月 31 日までの間、同条中「48 人」とあるのは「26 人」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年 7 月 19 日提出

理 由

附則規定の条文を整理するとともに、白河市役所本庁舎耐震補強及び大規模改修事業に伴う、表郷庁舎議場での傍聴人定員の特例等を規定するための改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。